

中华人民共和国专利法(2000 修正) (中華人民共和国特許法(2000 年改正))

(1984年3月12日第六届全国人民代表大会常务委员会第四次会议通过 根据1992年9月4日第七届全国人民代表大会常务委员会第二十七次会议《关于修改 中华人民共和国专利法 的决定》第一次修正 根据2000年8月25日第九届全国人民代表大会常务委员会第十七次会议《关于修改 中华人民共和国专利法 的决定》第二次修正 中华人民共和国主席令第36号公布)

1984年3月12日第6回全国人民代表大会常務委員会第4回会議を通過し、1992年9月4日第7回全国人民代表大会常務委員会第27回会議「中華人民共和国専利法の改正に関する決定」に基づき第一次改正し、2000年8月25日第9回全国人民代表大会常務委員会第17回会議「中華人民共和国専利法の改正に関する決定」に基づき第二次改正する。

第1章 総則

总则

第1条

発明創造の特許権を保護し、発明創造を奨励し、発明創造の普及応用に役立たせ、科学技術の進歩及び創作を促進し、社会主義近代化建設の要請に応じるため、特に本法を制定する。

为了保护发明创造专利权，鼓励发明创造，有利于发明创造的推广应用，促进科学技术进步和创新，适应社会主义现代化建设的需要，特制定本法。

第2条

本法にいう発明創造は、発明、実用新案及び意匠をいう。

本法所称的发明创造是指发明、实用新型和外观设计。

第3条

国务院特許行政部門は全国の特許業務を管理し、特許出願を統一して受理し審査し、法により特許権を授与する。

国务院专利行政部门负责管理全国的专利工作；统一受理和审查专利申请，依法授予专利权。

省、自治区及び直轄市人民政府は特許業務部門を管理し、その行政区域内の特許管理業務に責任を負う。

省、自治区、直辖市人民政府管理专利工作的部门负责本行政区域内的专利管理工作。

第4条

特許申請の発明創造が国家の安全又は重大な利益に関連し、秘密保持を要するときは、国家の関係規定に照らして処理する。

申请专利的发明创造涉及国家安全或者重大利益需要保密的，按照国家有关规定办理。

第5条

国家の法律、社会公德に反し、又は公共の利益を妨害する発明創造については特許権を付与しない。

对违反国家法律、社会公德或者妨害公共利益的发明创造，不授予专利权。

第6条

所属單位の任務を執行し又は主として所属單位の物的技術的条件を利用して完成した発明創造は

执行本单位的任务或者主要是利用本单位的物质技术条件所完成的发明创造为职务发明创造。职务

職務発明とする。職務発明創造の特許出願権はその単位に属し、出願が認可された後、その単位が特許権者となる。

非職務発明創造の特許出願権は発明者又は創作者に属し、出願が認可された後、その発明者又は創作者が特許権者となる。

所属単位の物的技術的条件を利用して完成した発明創造は、単位が発明者又は創作者と契約をし、特許出願権及び特許権の帰属について約定したときは、その約定に従う。

第7条

発明者又は創作者の非職務発明創造の特許出願権に対し、いかなる単位又は個人もこれを妨げてはならない。

第8条

2つ以上の単位又は2人以上の個人が共同で完成させた発明創造、1つの単位又は1人の個人が他の単位又は個人から委託を受けて完成した発明創造については、別途協議がある場合を除き、特許出願権は単独で完成させ又は共同で完成させた単位若しくは個人に属する。出願が認可された後、出願した単位又は個人が特許権者となる。

第9条

2人以上の出願人が同一の発明創造について別々に出願した場合、特許権は最先の出願人に付与する。

第10条

特許出願権及び特許権は譲渡することができる。

中国の単位又は個人が外国人に対して特許出願権又は特許権を譲渡するときは、国务院の関係主管部門の認可を受けなければならない。

特許出願権又は特許権を譲渡するとき、当事者は書面で契約しなければならず、かつ、国务院特許行政部門に登録しなければならず、国务院特許行政部門により公告する。特許出願権及び特許の譲渡は登録の日から効力を生じる。

第11条

発明特許権及び実用新案特許権が付与された後、本法に別段の規定がある場合を除き、いかなる単位

発明創造申請専利的の権利属于該單位；申請被批准後，該單位為專利權人。

非職務發明創造，申請專利的權利属于發明人或者設計人；申請被批准後，該發明人或者設計人為專利權人。

利用本單位的物質技術條件所完成的發明創造，單位與發明人或者設計人訂有合同，對申請專利的權利和專利權的歸屬作出約定的，從其約定。

對發明人或者設計人的非職務發明創造專利申請，任何單位或者個人不得壓制。

兩個以上單位或者個人合作完成的發明創造、一個單位或者個人接受其他單位或者個人委託所完成的發明創造，除另有協議的以外，申請專利的權利属于完成或者共同完成的單位或者個人；申請被批准後，申請的單位或者個人為專利權人。

兩個以上的申請人分別就同樣的發明創造申請專利的，專利權授予最先申請的人。

專利申請權和專利權可以轉讓。

中國單位或者個人向外國人轉讓專利申請權或者專利權的，必須經國務院有關主管部門批准。

轉讓專利申請權或者專利權的，當事人應當訂立書面合同，并向國務院專利行政部門登記，由國務院專利行政部門予以公告。專利申請權或者專利權的轉讓自登記之日起生效。

發明和實用新型專利權被授予後，除本法另有規定的以外，任何單位或者個人未經專利權人許可，都

又は個人も特許権者の許諾を得ずに、その特許を実施してはならず、すなわち生産経営の目的で特許製品を製造、使用、販売の申出、販売、輸入し、又は特許方法を使用すること、及び、その特許方法により直接得られた製品を使用、販売の申出、販売又は輸入してはならない。

意匠の特許権が付与された後、いかなる単位又は個人も特許権者の許諾を得ずに、その特許を実施してはならず、すなわち生産経営の目的で意匠特許製品を製造、販売、輸入してはならない。

第 12 条

いかなる単位又は個人も、他人の特許を実施する場合、特許権者と書面による実施許諾契約を締結し、特許権者に特許実施料を支払わなければならない。被許諾者は、契約に規定された以外のいかなる単位又は個人に対して特許実施を許諾する権利を有しない。

第 13 条

発明特許の出願公開後、出願人はその発明を実施している単位又は個人に対して、適正な実施料の支払いを請求することができる。

第 14 条

国有企業事業単位の発明特許が、国家の利益又は公共の利益に対し重大な意義を有するときは、國務院の關係主管部門と省、自治区及び直轄市人民政府は國務院に報告してその認可を得て、認可を受けた範囲内で応用普及させるため、指定の単位に実施を許諾する決定をすることができ、これを実施する単位は国家の規定に基づいて特許権者に実施料を支払わなければならない。

中国集団所有制単位及び個人の発明特許が、国の利益又は公共の利益に重大な意義を有し、普及応用の必要があるときは、前項の規定を参照して処理する。

第 15 条

特許権者は、その特許製品又は当該製品の包装に特許の表示及び特許番号を表示する権利を有する。

第 16 条

特許権を授与された単位は、職務発明創造の発明

不得实施其专利,即不得为生产经营目的制造、使用、许诺销售、销售、进口其专利产品,或者使用其专利方法以及使用、许诺销售、销售、进口依照该专利方法直接获得的产品。

外观设计专利权被授予后,任何单位或者个人未经专利权人许可,都不得实施其专利,即不得为生产经营目的制造、销售、进口其外观设计专利产品。

任何单位或者个人实施他人专利的,应当与专利权人订立书面实施许可合同,向专利权人支付专利使用费。被许可人无权允许合同规定以外的任何单位或者个人实施该专利。

发明专利申请公布后,申请人可以要求实施其发明的单位或者个人支付适当的费用。

国有企业事业单位的发明专利,对国家利益或者公共利益具有重大意义的,国务院有关主管部门和省、自治区、直辖市人民政府报经国务院批准,可以决定在批准的范围内推广应用,允许指定的单位实施,由实施单位按照国家规定向专利权人支付使用费。

中国集体所有制单位和个人的发明专利,对国家利益或者公共利益具有重大意义,需要推广应用的,参照前款规定办理。

专利权人有权在其专利产品或者该产品的包装上标明专利标记和专利号。

被授予专利权的单位应当对职务发明创造的发

者又は創作者に対し奨励を与えなければならず、発明創造特許の実施後、その普及応用の範囲及び取得した経済的利益に基づいて、発明者又は創作者に対し合理的な報酬を与えなければならない。

第 17 条

発明者又は創作者は、特許書類に自分が発明者又は創作者であることを明記する権利を有する。

第 18 条

中国に常時居所又は営業所をもたない外国人、外国企業又は外国のその他の組織が、中国で特許出願するときは、その所属国と中国が締結した協定又は両国が共に加盟した国際条約又は相互主義に基づいて、本法により処理する。

第 19 条

中国に常時居所又は営業所をもたない外国人、外国企業又は外国のその他の組織が、中国で特許出願し及びその他の特許事務を処理するときは、國務院の特許行政部門が指定する特許代理機構に委任して処理しなければならない。

中国の単位又は個人が国内で特許を出願し及びその他の特許事務を処理するときは、特許代理機構に委任して処理することができる。

特許代理機構は、法律及び行政法規を遵守し、委任者の委任に従って特許出願又はその他の特許事務を処理し、委任者の発明創造の内容に対し、特許出願がすでに公開又は公告された場合を除き、秘密保持の責任を負担する。特許代理機構の具体的な管理方法は國務院が規定する。

第 20 条

中国の単位又は個人が中国国内で完成した発明創造を外国に出願する場合、先ず國務院特許行政部門に特許出願し、國務院特許行政部門が指定した特許代理機構に手続を委任し、かつ、本法第 4 条の規定を遵守しなければならない。

中国の単位又は個人は中華人民共和国が加盟した国際条約に基づいて、国際特許出願を行うことができる。出願人が国際特許出願を行うときは、前項の規定を遵守しなければならない。

國務院特許行政部門は中華人民共和国が参加し

明人或者设计人给予奖励；发明创造专利实施后，根据其推广应用的范围和取得的经济效益，对发明人或者设计人给予合理的报酬。

发明人或者设计人有在专利文件中写明自己是发明人或者设计人的权利。

在中国没有经常居所或者营业所的外国人、外国企业或者外国其他组织在中国申请专利的，依照其所属国同中国签订的协议或者共同参加的国际条约，或者依照互惠原则，根据本法办理。

在中国没有经常居所或者营业所的外国人、外国企业或者外国其他组织在中国申请专利和办理其他专利事务的，应当委托国务院专利行政部门指定的专利代理机构办理。

中国单位或者个人在国内申请专利和办理其他专利事务的，可以委托专利代理机构办理。

专利代理机构应当遵守法律、行政法规，按照被代理人的委托办理专利申请或者其他专利事务；对被代理人发明创造的内容，除专利申请已经公布或者公告的以外，负有保密责任。专利代理机构的具体管理办法由国务院规定。

中国单位或者个人将其在国内完成的发明创造向外国申请专利的，应当先向国务院专利行政部门申请专利，委托其指定的专利代理机构办理，并遵守本法第四条的规定。

中国单位或者个人可以根据中华人民共和国参加的有关国际条约提出专利国际申请。申请人提出专利国际申请的，应当遵守前款规定。

国务院专利行政部门依照中华人民共和国参加的有关国际条约、本法和国务院有关规定处理专利国际申请。

た国際条約、本法及び国務院の関係規定に基づいて国際特許出願を処理する。

第 21 条

国務院の特許行政部門及び特許覆審委員会は、客観、公正、正確、適時の要求に基づいて、法により特許に関する出願及び請求を処理しなければならない。

特許出願が公開又は公告される前、国務院特許行政部門の職員及び関係者は、その内容について秘密保持の責任を負う。

第 2 章 特許権付与の要件

第 22 条

特許権を付与する発明及び実用新案は、新規性、創造性及び実用性を具備しなければならない。

新規性とは、出願日以前に同一の発明又は実用新案が国内外の出版物に公に発表されていないこと、国内において公に実施又はその他の方法で公衆に知られておらず、また、同一の発明又は実用新案を他人が国務院特許行政部門に出願しておらず、かつ出願日以後に公開された特許出願書類中に記載されていないことをいう。

創造性とは、出願日以前にすでに有った技術に比べて、当該発明が突出した実質的な特徴及び顕著な進歩性を有し、当該実用新案が実質的な特徴及び進歩性を有していることをいう。

実用性とは、当該発明又は実用新案が製造又は使用が可能で、かつ、積極的な効果を生じるものであることをいう。

第 23 条

特許権を付与する意匠は、出願日以前に国内外の出版物上に公に発表され又は国内で公に実施された意匠と同一及び類似せず、また、他人が先に取得した合法的権利と抵触してはならない。

第 24 条

特許出願した発明創造が出願日前の 6 ヶ月以内に、以下に掲げる事情の一に該当する場合は新規性を喪失しない。

(1) 中国政府が主催又は承認した国際展覧会で初めて出展したとき。

国务院专利行政部门及其专利复审委员会应当按照客观、公正、准确、及时的要求，依法处理有关专利的申请和请求。

在专利申请公布或者公告前，国务院专利行政部门的工作人员及有关人员对其内容负有保密责任。

授予专利权的条件

授予专利权的发明和实用新型，应当具备新颖性、创造性和实用性。

新颖性，是指在申请日以前没有同样的发明或者实用新型在国内外出版物上公开发表过、在国内公开使用过或者以其他方式为公众所知，也没有同样的发明或者实用新型由他人向国务院专利行政部门提出过申请并且记载在申请日以后公布的专利申请文件中。

创造性，是指同申请日以前已有的技术相比，该发明有突出的实质性特点和显著的进步，该实用新型有实质性特点和进步。

实用性，是指该发明或者实用新型能够制造或者使用，并且能够产生积极效果。

授予专利权的外观设计，应当同申请日以前在国内外出版物上公开发表过或者国内公开使用过的外观设计不相同和不相近似，并不得与他在先取得的合法权利相冲突。

申请专利的发明创造在申请日以前六个月内，有下列情形之一的，不丧失新颖性：

(一) 在中国政府主办或者承认的国际展览会上首次展出的；

(二) 在规定的学术会议或者技术会议上首次发

(2) 指定された学術会議又は技術会議で初めて発表したとき。

(3) 他人が出願人の同意を得ずにその内容を漏らしたとき。

第 25 条

下記に列記するものについては特許権を付与しない。

- (1) 科学的発見。
- (2) 知的活動の規則及び方法。
- (3) 疾病の診断及び治療の方法。
- (4) 動物及び植物の品種。
- (5) 原子核変換の方法を用いて得られた物質。

前項第(4)号の品種の生産方法は、本法の規定に基づいて、特許権を付与することができる。

第 3 章 特許の出願

第 26 条

発明又は実用新案を特許出願するときは、願書、明細書及びその要約書並びに権利請求書等の書類を提出しなければならない。

願書には、発明又は実用新案の名称、発明者又は創作者の氏名、出願人の氏名又は名称、住所、その他の事項を記載しなければならない。

明細書には、その発明又は実用新案について、その技術分野に属する技術者が実施できる程度に、明瞭かつ完全な説明を記載しなければならない。必要があるときは図面を添付しなければならない。要約書には、その発明及び実用新案の技術の要点を簡潔に説明しなければならない。

権利請求書は、明細書に基づいて、特許保護を請求する範囲を記載しなければならない。

第 27 条

意匠特許を出願するときは、願書及びその意匠の図面又は写真等の書類を提出し、かつ、意匠を実施する物品及びその属する区分(類別)を明記しなければならない。

第 28 条

国务院特許行政部門が特許出願書類を受取った日を出願日とする。もし、出願書類を郵送したときは、郵便の消印の日を出願日とする。

表的；

- (三) 他人未经申请人同意而泄露其内容的。

对下列各项，不授予专利权：

- (一) 科学发现；
- (二) 智力活动的规则和方法；
- (三) 疾病的诊断和治疗方法；
- (四) 动物和植物品种；
- (五) 用原子核变换方法获得的物质。

对前款第(四)项所列产品的生产方法，可以依照本法规定授予专利权。

专利的申请

申请发明或者实用新型专利的，应当提交请求书、说明书及其摘要和权利要求书等文件。

请求书应当写明发明或者实用新型的名称，发明人或者设计人的姓名，申请人姓名或者名称、地址，以及其他事项。

说明书应当对发明或者实用新型作出清楚、完整的说明，以所属技术领域的技术人员能够实现为准；必要的时候，应当有附图。摘要应当简要说明发明或者实用新型的技术要点。

权利要求书应当以说明书为依据，说明要求专利保护的范围。

申请外观设计专利的，应当提交请求书以及该外观设计的图片或者照片等文件，并且应当写明使用该外观设计的产品及其所属的类别。

国务院专利行政部门收到专利申请文件之日为申请日。如果申请文件是邮寄的，以寄出的邮戳日为申请日。

第 29 条

出願人は発明又は実用新案を外国で最初に特許出願した日から 12 ヶ月内に、又は意匠を外国で最初に特許出願した日から 6 ヶ月内に、中国で同一主題の特許出願をするときは、その外国と中国が締結した協定又は共同で加盟した国際条約又は相互に優先権を承認する原則に基づき、優先権を享有することができる。

出願人は中国で発明又は実用新案を最初に特許出願した日から 12 ヶ月内に、国务院特許行政部門に同一の主題の特許出願をするときは、優先権を享有することができる。

第 30 条

出願人が優先権を主張する場合、出願時に優先権を申し立てる書面を提出し、かつ、3 ヶ月以内に最初に出願した特許出願書類の副本を提出しなければならない。優先権を主張する書面を提出せず又は特許出願書類の副本の提出期限を徒過した場合は、優先権を主張しなかったものとみなす。

第 31 条

1 件の発明又は実用新案の特許出願は、1 つの発明又は実用新案に限らなければならない。1 つの基本的発明構想に属する 2 個以上の発明又は実用新案については、1 件として出願することができる。

1 件の意匠特許出願は、1 つの物品に使用する 1 つの意匠に限らなければならない。同一類別(区分)でかつ一組として販売又は使用される物品の 2 つ以上の意匠は、1 件として出願することができる。

第 32 条

出願人は、特許権が付与される前は、随時、その特許出願を取下げることができる。

第 33 条

出願人は、その特許出願書類について補正することができる。ただし、発明及び実用新案の特許出願書類の補正は、原明細書及び権利請求書に記載された範囲を超えてはならず、意匠特許出願の補正は、原図面又は写真に示された範囲を超えてはならない。

第 4 章 特許出願の審査及び認可

申请人自发明或者实用新型在外国第一次提出专利申请之日起十二个月内,或者自外观设计在外国第一次提出专利申请之日起六个月内,又在中国就相同主题提出专利申请的,依照该外国同中国签订的协议或者共同参加的国际条约,或者依照相互承认优先权的原则,可以享有优先权。

申请人自发明或者实用新型在中国第一次提出专利申请之日起十二个月内,又向国务院专利行政部门就相同主题提出专利申请的,可以享有优先权。

申请人要求优先权的,应当在申请的时候提出书面声明,并且在三个月内提交第一次提出的专利申请文件的副本;未提出书面声明或者逾期未提交专利申请文件副本的,视为未要求优先权。

一件发明或者实用新型专利申请应当限于一项发明或者实用新型。属于一个总的发明构思的两项以上的发明或者实用新型,可以作为一件申请提出。

一件外观设计专利申请应当限于一种产品所使用的一项外观设计。用于同一类别并且成套出售或者使用的产品的两项以上的外观设计,可以作为一件申请提出。

申请人可以在被授予专利权之前随时撤回其专利申请。

申请人可以对其专利申请文件进行修改,但是,对发明和实用新型专利申请文件的修改不得超出原说明书和权利要求书记载的范围,对外观设计专利申请文件的修改不得超出原图片或者照片表示的范围。

专利申请的审查和批准

第 34 条

國務院特許行政部門は、發明特許出願を受取った後、予備審査で本法の要件に合致すると認められた場合、出願日から満 18 ヶ月を経過後直ちに公開する。國務院特許行政部門は出願人の請求によりその出願を早期に公開することができる。

第 35 条

發明特許出願の出願後 3 年以内に、國務院特許行政部門は、出願人が随時に提出する請求に基づいて、その出願について実体審査を行うことができる。出願人が正当な理由なく期限内に実質審査の請求をしなかったときは、その出願は取り下げたものとみなす。

國務院特許行政部門は、必要と認めるときは、職権でその發明特許出願について実体審査を行うことができる。

第 36 条

發明特許出願人は、実体審査を請求するときは、出願日以前のその發明と関係のある参考資料を提出しなければならない。

發明特許がすでに外国で出願されているときは、國務院特許行政部門は出願人に対し、その指定期間内に、その国が出願審査のために行った検索資料又は審査結果の資料の提出を要求することができ、正当な理由なく指定期間内に提出しなかったときは、その出願は取下げたものとみなす。

第 37 条

國務院特許行政部門は發明特許の出願の実体審査を行った後、本法の規定に合致しないと認めるときは、出願人に通知して、指定期間内に意見を陳述するか、又はその出願を補正するよう要求しなければならない。正当な理由なく期間を過ぎても意見陳述又は補正しないときは、その出願は取り下げたものとみなす。

第 38 条

發明特許出願の出願人が意見陳述又は補正を行った後、國務院特許行政部門が依然として本法の規定に合致しないと認めるときは、拒絶査定をしなければならない。

國務院專利行政部門收到發明專利申請后，經初步審查認為符合本法要求的，自申請日起滿十八個月，即行公布。國務院專利行政部門可以根據申請人的請求早日公布其申請。

發明專利申請自申請日起三年內，國務院專利行政部門可以根據申請人隨時提出的請求，對其申請進行實質審查；申請人無正當理由逾期不請求實質審查的，該申請即被視為撤回。

國務院專利行政部門認為必要的時候，可以自行對發明專利申請進行實質審查。

發明專利的申請人請求實質審查的時候，應當提交在申請日前與其發明有關的參考資料。

發明專利已經在外国提出過申請的，國務院專利行政部門可以要求申請人在指定期限內提交該國為審查其申請進行檢索的資料或者審查結果的資料；無正當理由逾期不提交的，該申請即被視為撤回。

國務院專利行政部門對發明專利申請進行實質審查后，認為不符合本法規定的，應當通知申請人，要求其在指定的期限內陳述意見，或者對其申請進行修改；無正當理由逾期不答復的，該申請即被視為撤回。

發明專利申請經申請人陳述意見或者進行修改后，國務院專利行政部門仍然認為不符合本法規定的，應當予以駁回。

第 39 条

発明特許出願が実体審査を経て拒絶の理由を発見しなかったときは、国務院特許行政部門は、発明特許権を付与する決定をし、発明特許証を発行し、同時に登録及び公告をする。発明特許権は公告の日から効力を生じる。

第 40 条

実用新案及び意匠の特許出願が予備審査を経て拒絶理由を発見しなかったときは、国務院特許行政部門は実用新案特許権又は意匠特許権を付与する決定をし、特許証を発行し、同時に登録及び公告を行う。実用新案特許権及び意匠特許権は公告の日から効力を生じる。

第 41 条

国務院特許行政部門は特許復審委員会を設立する。特許出願人が国務院特許行政部門の拒絶査定に決定に不服があるときは、通知を受けた日から 3 ヶ月以内に特許復審委員会に復審(不服審判)を請求することができる。特許覆審委員会は覆審後、決定をして特許出願人に通知する。

特許出願人が特許覆審委員会の決定に不服があるときは、その通知を受け取った日から 3 ヶ月内に人民法院に提訴することができる。

第 5 章 特許権の存続期間、消滅及び無効

第 42 条

発明特許権の存続期間は 20 年、実用新案特許権及び意匠特許権の存続期間は 10 年とし、すべて出願日から起算する。

第 43 条

特許権者は特許権の付与を受けた年から年金を納付しなければならない。

第 44 条

下記の一つに該当する場合、特許権は存続期間の満了前に消滅する。

- (1) 規定に従って年金を納付しなかったとき。
- (2) 特許権者が書面をもってその特許権を放棄したとき。

特許権が存続期間の満了前に消滅したときは、国務院特許行政部門が登録し公告する。

发明专利申请经实质审查没有发现驳回理由的，由国务院专利行政部门作出授予发明专利权的决定，发给发明专利证书，同时予以登记和公告。发明专利权自公告之日起生效。

实用新型和外观设计专利申请经初步审查没有发现驳回理由的，由国务院专利行政部门作出授予实用新型专利权或者外观设计专利权的决定，发给相应的专利证书，同时予以登记和公告。实用新型专利权和外观设计专利权自公告之日起生效。

国务院专利行政部门设立专利复审委员会。专利申请人对国务院专利行政部门驳回申请的决定不服的，可以自收到通知之日起三个月内，向专利复审委员会请求复审。专利复审委员会复审后，作出决定，并通知专利申请人。

专利申请人对专利复审委员会的复审决定不服的，可以自收到通知之日起三个月内向人民法院起诉。

专利权的期限、终止和无效

发明专利权的期限为二十年，实用新型专利权和外观设计专利权的期限为十年，均自申请日起计算。

专利权人应当自被授予专利权的当年开始缴纳年费。

有下列情形之一的，专利权在期限届满前终止：

- (一) 没有按照规定缴纳年费的；
- (二) 专利权人以书面声明放弃其专利权的。

专利权在期限届满前终止的，由国务院专利行政部门登记和公告。

第 45 条

國務院特許行政部門が特許権を付与の公告をした日から、いかなる単位又は個人も、特許権の付与が本法の規定に合致しないと認めるときは、特許覆審委員会にその特許が無効であることの宣言を請求することができる。

第 46 条

特許覆審委員会は特許無効宣言の請求についてすみやかに審査し決定を行い、請求人及び特許権者に通知しなければならない。特許無効宣言の決定は國務院特許行政部門が登録し公告する。

特許覆審委員会の特許無効宣言又は特許維持の決定に不服がある場合、その通知を受けた日から 3 ヶ月以内に人民法院に提訴することができる。人民法院は、無効宣言請求手続の相手方当事者に対し、第三者として訴訟に参加することを通知しなければならない。

第 47 条

無効宣言された特許権は、はじめから存在しなかったものとみなす。

特許無効を宣言する決定は、特許無効宣言前に人民法院が言渡しかつ執行した特許侵害の判決、裁定、すでに履行又は執行された特許侵害紛争処理決定、並びにすでに履行された特許実施許諾契約及び特許権譲渡契約に対しては、遡及効を有しない。但し、特許権者が悪意で他人に損害を与えた場合は、賠償しなければならない。

前項の規定に基づいて特許権者又は特許権譲渡人が実施許諾を受けた者又は特許権譲受人に特許実施料又は特許権譲渡の代金を返還せず、公平の原則に明らかに違反するときは、特許権者又は特許権譲渡人は実施許諾を受けた者又は特許権譲受人に対し、特許代金又は譲渡対価の全部又は一部を返還しなければならない。

第 6 章 特許実施の強制許諾

第 48 条

実施条件を備えた単位が合理的な条件で発明又は实用新型の特許権者に実施許諾を請求し、合理的な時間内にその許諾を得ることができなかつたと

自国务院专利行政部门公告授予专利权之日起，任何单位或者个人认为该专利权的授予不符合本法有关规定的，可以请求专利复审委员会宣告该专利权无效。

专利复审委员会对宣告专利权无效的请求应当及时审查和作出决定，并通知请求人和专利权人。宣告专利权无效的决定，由国务院专利行政部门登记和公告。

对专利复审委员会宣告专利权无效或者维持专利权的决定不服的，可以自收到通知之日起三个月内向人民法院起诉。人民法院应当通知无效宣告请求程序的对方当事人作为第三人参加诉讼。

宣告无效的专利权视为自始即不存在。

宣告专利权无效的决定，对在宣告专利权无效前人民法院作出并已执行的专利侵权的判决、裁定，已经履行或者强制执行的专利侵权纠纷处理决定，以及已经履行的专利实施许可合同和专利权转让合同，不具有追溯力。但是因专利权人的恶意给他人造成的损失，应当给予赔偿。

如果依照前款规定，专利权人或者专利权转让人不向被许可实施专利人或者专利权受让人返还专利使用费或者专利权转让费，明显违反公平原则，专利权人或者专利权转让人应当向被许可实施专利人或者专利权受让人返还全部或者部分专利使用费或者专利权转让费。

专利实施的强制许可

具备实施条件的单位以合理的条件请求发明或者实用新型专利权人许可实施其专利，而未能在合理长的时间内获得这种许可时，国务院专利行政部门根

きは、國務院特許行政部門は当該單位の申請に基づいて、その發明特許又は實用新案特許の実施の強制許諾を与えることができる。

第 49 条

国の緊急事態又は非常事態が生じたとき、又は公共の利益の目的のため、國務院特許行政部門は、特許發明又は實用新案特許の実施の強制許諾を与えることができる。

第 50 条

特許権を取得した發明又は實用新案が、それ以前に特許権を取得した發明又は實用新案に比べて、明らかに経済的価値の高い重要な技術的進歩を有するもので、かつ、その実施が前の發明又は實用新案の実施に依存するときは、國務院特許行政部門は、後の特許権者の申請に基づいて前の發明又は實用新案の実施の強制許諾を与えることができる。

前項の規定により強制実施許諾を与えた場合、國務院特許行政部門は、前の特許権者の申請に基づいて後の發明又は實用新案を実施するための強制許諾を与えることができる。

第 51 条

この法律の規定により強制実施許諾を申請する單位又は個人は、合理的条件で特許権者と実施許諾契約を締結することができなかつた事実を証明する書類を提出しなければならない。

第 52 条

國務院特許行政部門が行った強制実施許諾を与える決定は、速やかに特許権者に通知するとともに、登録及び公告をしなければならない。

強制実施許諾を与える決定をするときは、強制実施許諾の理由に基づいて実施の範囲及び期間を定めなければならない。強制実施許諾の理由が消滅し再び発生しないときは、國務院特許行政部門は特許権者の請求により審査を経て強制実施許諾を終了させる決定をしなければならない。

第 53 条

強制実施許諾を取得した單位又は個人は、独占的实施権を有するものではなく、かつ、他人に実施を許諾する権利を有しない。

据該單位的申請,可以給予實施該發明專利或者實用新型專利的強制許可。

在国家出现紧急状态或者非常情况时,或者为了公共利益的目的,国务院专利行政部门可以给予实施发明专利或者实用新型专利的强制许可。

一项取得专利权的发明或者实用新型比前已经取得专利权的发明或者实用新型具有显著经济意义的重大技术进步,其实施又有赖于前一发明或者实用新型的实施的,国务院专利行政部门根据后一专利权人的申请,可以给予实施前一发明或者实用新型的强制许可。

在依照前款规定给予实施强制许可的情形下,国务院专利行政部门根据前一专利权人的申请,也可以给予实施后一发明或者实用新型的强制许可。

依照本法规定申请实施强制许可的单位或者个人,应当提出未能以合理条件与专利权人签订实施许可合同的证明。

国务院专利行政部门作出的给予实施强制许可的决定,应当及时通知专利权人,并予以登记和公告。

给予实施强制许可的决定,应当根据强制许可的理由规定实施的范围和时间。强制许可的理由消除并不再发生时,国务院专利行政部门应当根据专利权人的请求,经审查后作出终止实施强制许可的决定。

取得实施强制许可的单位或者个人不享有独占的实施权,并且无权允许他人实施。

第 54 条

強制実施許諾を取得した単位又は個人は、特許権者に合理的な実施料を支払わなければならない、その額について当事者双方が協議の上決定し、当事者間で合意に達することができないときは、国務院特許行政部門が裁決する。

第 55 条

特許権者が国務院特許行政部門の強制実施許諾に関する決定に不服があるとき、特許権者又は強制実施許諾を取得した単位又は個人が国務院特許行政部門の強制実施許諾の実施料に関する裁決に不服があるときは、通知を受取った日から 3 ヶ月以内に人民法院に提訴することができる。

第 7 章 特許権の保護

第 56 条

発明特許権又は実用新案特許権の保護範囲は、その権利請求の範囲を基準とし、明細書及び図面を権利請求の解釈に用いることができる。

意匠特許権の保護範囲は、図面又は写真に示される当該意匠特許の物品を基準とする。

第 57 条

特許権者の許諾を得ずにその特許を実施して特許権を侵害し、紛争が生じたときは、当事者間で協議により解決する。協議を望まず又は協議が成立しない場合、特許権者又は利害関係人は、人民法院に提訴することができ、また特許業務管理部門に処理を請求することができる。特許業務管理部門がその処理を行う際に、侵害行為を構成すると認定したときは、侵害行為を直ちに停止するよう侵害者に命じることができる。当事者は不服がある場合、処分通知書を受取った日から 15 日以内に『中華人民共和国行政訴訟法』に基づいて人民法院に提訴することができる。侵害者が期間内に提訴せず、かつ、侵害行為を停止しなかったときは、特許業務管理部門は人民法院に強制執行を申請することができる。特許業務管理部門は、当事者の請求により、特許権侵害に対する賠償金額について調停を行うことができ、調停が成立しなかったときは、当事者は『中華人民共和国民事訴訟法』に基づいて人民法院に提訴する

取得実施強制許可の単位或者個人应当付给专利权人合理的使用费，其数额由双方协商；双方不能达成协议的，由国务院专利行政部门裁决。

专利权人对国务院专利行政部门关于实施强制许可的决定不服的，专利权和取得实施强制许可的单位或者个人对国务院专利行政部门关于实施强制许可的使用费的裁决不服的，可以自收到通知之日起三个月内向人民法院起诉。

专利权的保护

发明或者实用新型专利权的保护范围以其权利要求的内容为准，说明书及附图可以用于解释权利要求。

外观设计专利权的保护范围以表示在图片或者照片中的该外观设计专利产品为准。

未经专利权人许可，实施其专利，即侵犯其专利权，引起纠纷的，由当事人协商解决；不愿协商或者协商不成的，专利权人或者利害关系人可以向人民法院起诉，也可以请求管理专利工作的部门处理。管理专利工作的部门处理时，认定侵权行为成立的，可以责令侵权人立即停止侵权行为，当事人不服的，可以自收到处理通知之日起十五日内依照《中华人民共和国行政诉讼法》向人民法院起诉；侵权人期满不起诉又不停止侵权行为的，管理专利工作的部门可以申请人民法院强制执行。进行处理的管理专利工作的部门应当当事人的请求，可以就侵犯专利权的赔偿数额进行调解；调解不成的，当事人可以依照《中华人民共和国民事诉讼法》向人民法院起诉。

专利侵权纠纷涉及新产品制造方法的发明专利的，制造同样产品的单位或者个人应当提供其产品制造方法不同于专利方法的证明；涉及实用新型专利的，人民法院或者管理专利工作的部门可以要求专利权人出具由国务院专利行政部门作出的检索报告。

ことができる。

特許権侵害の紛争が新製品の製造方法の発明特許に関するものであるときは、同じ製品を製造した単位又は個人はその製品の製造方法が当該発明特許方法と異なることを立証しなければならない。実用新案特許に関するときは、人民法院又は特許業務管理部門は、特許権者に対し、国务院特許行政部門が作成した検索報告書の提出を要求することができる。

第 58 条

他人の特許を詐称した場合、法により民事責任を負うほか、特許業務管理部門が是正を命じ、これを公告し、その違法所得を没収するとともに、違法所得の 3 倍以下の過料を科すことができ、違法所得がないときは、5 万元以下の過料を科すことができる。また、犯罪を構成するときは、法により刑事責任を追及する。

第 59 条

非特許権製品を特許製品と詐称し、又は非特許権方法を特許方法と詐称した場合は、特許業務管理部門が是正を命じ、これを公告し、かつ、5 万元以下の過料を科すことができる。

第 60 条

特許権侵害の賠償金額は、特許権者が侵害により受けた損害又は侵害者が侵害により得た利益に基づいて確定する。侵害を受けた者の損害又は侵害者の得た利益を確定することが困難であるときは、当該特許の許諾の実施料の倍数を参照して合理的に確定する。

第 61 条

特許権者又は利害関係人は、他人がその特許権を侵害する行為を実施し又は実施しようとしている事実を証明する証拠を有し、かつ、遅滞なくこれを制止しなければその合法的權益に回復しがたい損害を受けるおそれがあるときは、提訴する前に人民法院に關係行為の停止を命じ、かつ、財産保全の措置をとることを申請することができる。

人民法院が前項の申請を処理するについて、『中華人民共和國民事訴訟法』第 93 条ないし第 96 条

假冒他人专利的，除依法承担民事责任外，由管理专利工作的部门责令改正并予公告，没收违法所得，可以并处违法所得三倍以下的罚款，没有违法所得的，可以处五万元以下的罚款；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

以非专利产品冒充专利产品、以非专利方法冒充专利方法的，由管理专利工作的部门责令改正并予公告，可以处五万元以下的罚款。

侵犯专利权的赔偿数额，按照权利人因被侵权所受到的损失或者侵权人因侵权所获得的利益确定；被侵权人的损失或者侵权人获得的利益难以确定的，参照该专利许可使用费的倍数合理确定。

专利权人或者利害关系人有证据证明他人正在实施或者即将实施侵犯其专利权的行为，如不及时制止将会使其合法权益受到难以弥补的损害的，可以在起诉前向人民法院申请采取责令停止有关行为和财产保全的措施。

人民法院处理前款申请，适用《中华人民共和国民事诉讼法》第九十三条至第九十六条和第九十九条的规定。

及び第 99 条の規定を適用する。

第 62 条

特許権侵害の訴訟時効は 2 年とし、特許権者又は利害関係人が侵害行為を知り又は知り得た日から起算する。

発明特許出願の公開から特許権の付与までの間に当該発明を実施し、相当の対価を支払っていない場合、特許権者が対価の支払を求める訴訟時効は 2 年とし、他人がその特許を実施していることを特許権者が知り又は知り得た日から起算する。但し、特許権者が特許権付与日以前にそれを知り又は知り得たときは、特許権付与日から起算する。

第 63 条

次に掲げる事情の 1 に該当するときは、特許権の侵害とみなさない。

(1) 特許権者が製造し、輸入し、又は特許権者の許諾を得て製造し、輸入した特許製品又は特許方法から直接に得られた製品の販売後に、当該製品を使用し、販売の申出をし、又は販売をしたとき。

(2) 特許出願日前にすでに同じ製品を製造し、同じ方法を使用し、又は製造若しくは使用に必要な準備をすでに完了し、かつ、従来範囲内で製造又は使用を継続するとき。

(3) 中国の領土、領海及び領空を臨時に通過する外国の輸送手段が、その属する国と中国が締結した協定若しくは両国が共に加盟している国際条約に従い、又は相互主義に基づき、その輸送手段自体の必要のためにその装置又は設備に関係特許を実施するとき。

(4) 専ら科学研究及び実験のために関係特許を実施するとき。

特許権者の許諾を得ないで製造かつ販売された特許製品又は特許方法から直接得られた製品であることを知らずに、生産又は経営の目的をもってこれを使用又は販売した場合、その製品の合法的な出所を証明できたときは、賠償責任を負わない。

第 64 条

本法第 20 条の規定に違反して外国に特許を出願し、国の秘密を漏らしたときは、単位又は上級主管

侵犯专利权诉讼时效为二年，自专利权人或者利害关系人得知或者应当得知侵权行为之日起计算。

发明专利申请公布后至专利权授予前使用该发明未支付适当使用费的，专利权人要求支付使用费的诉讼时效为二年，自专利权人得知或者应当得知他人使用其发明之日起计算，但是，专利权人于专利权授予之日前即已得知或者应当得知的，自专利权授予之日起计算。

有下列情形之一的，不视为侵犯专利权：

(一) 专利权人制造、进口或者经专利权人许可而制造、进口的专利产品或者依照专利方法直接获得的产品售出后，使用、许诺销售或者销售该产品的；

(二) 在专利申请日前已经制造相同产品、使用相同方法或者已经作好制造、使用的必要准备，并且仅在原有范围内继续制造、使用的；

(三) 临时通过中国领陆、领水、领空的外国运输工具，依照其所属国同中国签订的协议或者共同参加的国际条约，或者依照互惠原则，为运输工具自身需要而在其装置和设备中使用有关专利的；

(四) 专为科学研究和实验而使用有关专利的。
为生产经营目的使用或者销售不知道是未经专利权人许可而制造并售出的专利产品或者依照专利方法直接获得的产品，能证明其产品合法来源的，不承担赔偿责任。

违反本法第二十条规定向外国申请专利，泄露国家秘密的，由所在单位或者上级主管机关给予行政处

機関が行政処分を行う。また、犯罪を構成するときは、法により刑事責任を追及する。

第 65 条

発明者又は創作者の非職務発明創造の特許出願権及び本法に規定されるその他の権益を侵害したときは、所属単位又は上級主管機関が行政処分を行う。

第 7 章

第 66 条

特許業務管理部門は、社会に対する特許製品の推薦等の経営活動に関与してはならない。

特許業務管理部門が前項の規定に違反したときは、上級機関又は監察機関が是正及び影響の除去を命じ、違法収入があればこれを没収し、情状が重大であるときは、直接責任を負う主管職員及びその他の直接責任者に対し法により行政処分を行う。

第 67 条

特許管理業務に従事する国家機関の職員及びその他の関係国家機関の職員が職務を怠り、職権を濫用し、私情のために不正を行い、犯罪を構成するときは、法により刑事責任を追及し、犯罪を構成しないときは、法により行政処分を行う。

第 8 章 附則

第 68 条

国务院特許行政部門に特許を出願し又はその他の手続をするときは、規定に従って手数料を納付しなければならない。

第 69 条

本法は 1985 年 4 月 1 日より施行する。

分；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

侵夺发明人或者设计人的非职务发明创造专利申请权和本法规定的其他权益的，由所在单位或者上级主管机关给予行政处分。

管理专利工作的部门不得参与向社会推荐专利产品等经营活动。

管理专利工作的部门违反前款规定的，由其上级机关或者监察机关责令改正，消除影响，有违法收入的予以没收；情节严重的，对直接负责的主管人员和其他直接责任人员依法给予行政处分。

从事专利管理工作的国家机关工作人员以及其他有关国家机关工作人员玩忽职守、滥用职权、徇私舞弊，构成犯罪的，依法追究刑事责任；尚不构成犯罪的，依法给予行政处分。

附则

向国务院专利行政部门申请专利和办理其他手续，应当按照规定缴纳费用。

本法自 1985 年 4 月 1 日起施行。